

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業の継続的発展と企業価値向上のため、経営の透明性と健全性を確保する体制の確立に取り組んでおります。そのため、法令及び内部規程類を遵守し、各役員が経営情報を共有することで、取締役会の適正な意思決定機能を確保するとともに、監査役監査及び監査室による内部監査を通じて、適法かつ適正で効率的な経営及び業務の保全に努めております。また、積極的なIR活動や会社説明会を通じて、株主・投資家に「開かれた、透明感のある企業」として認識していただくよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	2,575,800	27.40
三井物産株式会社	2,100,000	22.34
小澤物産株式会社	1,551,000	16.50
伊藤忠商事株式会社	300,000	3.19
国分株式会社	300,000	3.19
日清食品ホールディングス株式会社	300,000	3.19
株式会社J-オイルミルズ	100,000	1.06
日本山村硝子株式会社	100,000	1.06
かどや製油従業員持株会	95,200	1.01

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
----------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	食料品
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
逸見 信彦	他の会社の出身者		○							○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
逸見 信彦		現在、当社のその他の関係会社である小澤物産株式会社の監査役を務めており、過去において、同社の代表取締役社長を務めていました。同社と当社の間には、当社製品の保管荷役及び運送委託などの取引がありますが、取引条件は公正であり、独立性が担保されております。	経営者としての経験を持つことから、幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、選任しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携につきましては、内部監査(監査室)と監査役は連携して監査計画を練っており、監査の結果については情報を共有し、必要に応じて監査室長が監査役会に出席し、協議を行う体制を確保しております。また、監査役会は、四半期ごとに当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから決算の概況及び内部統制の状況について報告

を受けており、内部監視体制の確保及び適法かつ適正な経営体制の保全に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
川上 三知男	弁護士				○					○	
京谷 裕	他の会社の出身者		○							○	
古谷 俊弘	他の会社の出身者		○							○	
兼田 隆	他の会社の出身者		○							○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
川上 三知男	○	弁護士	弁護士としての専門的知識と経験等を当社監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 なお、経営陣からの独立性を保持しながら監査役としての職務を果たすことができ、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し独立役員として指定しております。
京谷 裕		当社のその他の関係会社である三菱商事株式会社の業務執行者であります。同社と当社の間には、原材料の仕入及び製品の販売などの取引があります。	豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識を当社監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。
古谷 俊弘		当社のその他の関係会社である三井物産株式会社の業務執行者であります。同社と当社の間には、原材料の仕入及び製品の販売などの取引があります。	豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識を当社監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。
兼田 隆		当社のその他の関係会社である小澤物産株式会社の業務執行者であります。同社と当社との間には、当社製品の保管荷役及び運送委託などの取引がありますが、取引条件は公正であり、独立性が担保されております。	豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識を当社監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

役員報酬は、業績連動型報酬制度やストックオプション制度の導入はしておりませんが、役員賞与については業績を勘案して実施しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2012年3月期における取締役を支払った報酬等の総額		
【区分】	【支給人員】	【支給額】
取締役	9名	258百万円
(うち社外取締役)	(1名)	(6百万円)

※取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第49回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業績、財務状況及び経済情勢を考慮のうえ、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

1. 監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができます。
2. 監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に報告を求めることができます。
3. 監査役会は、必要に応じて経営陣と意見交換会を開催しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行・監査の状況

(1) 取締役会等について

取締役会は、月1回の定例取締役会、必要に応じて臨時の取締役会を開催するほか、社長主催のもと常務以上の役員からなる経営会議を月1回以上開催することで、重要案件について、迅速・適切な意思決定を行っております。取締役会は、取締役7名で構成され、そのうち1名は社外取締役で非常勤であります。
なお、2003年6月27日より、取締役会の機能を強化するとともに、業務執行を円滑に行うために、執行役員制度を導入し取締役を減員しております。

(2) 内部監査及び監査役監査の状況

イ. 内部監査の状況

内部監査につきましては、社長直属の監査室を設置し、その人員は1名であり、監査計画に基づき定期的に内部監査業務を執行しております。

ロ. 監査役会及び監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役4名で構成されており、非常勤監査役4名は社外監査役であります。監査役監査につきましては、監査役は取締役会に出席し意見を述べるとともに、業務の進行状況を十分把握の上、業務監査及び調査を行っております。

ハ. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携につきましては、内部監査(監査室)と監査役は連携して監査計画を練っており、監査の結果については情報を共有し、必要に応じて監査室長が監査役会に出席し、協議を行う体制を確保しております。
また、監査役会は、四半期ごとに当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから決算の概況及び内部統制の状況について報告を受けており、内部監視体制の確保及び適法かつ適正な経営体制の保全に努めております。

2. 会計監査の状況

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、監査法人及びその業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。当期において業務を執行した公認会計士は以下のとおりです。

指定有限責任社員 水上亮比呂、吉村孝郎

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、会計士補等2名であります。また、内部統制監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士補等2名、その他1名であり、うち、公認会計士3名、会計士補等2名は、会計監査業務を兼務しております。

なお、会計監査人の解任または不再任の決定方針につきましては、当社監査役会が会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合と定めております。

3. 監査報酬

2012年3月期における当社の監査法人に対する監査報酬は、以下のとおりです。

監査証明業務に基づく報酬	26百万円
非監査業務に基づく報酬	-百万円

4. 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

月1回の定例取締役会、必要に応じて臨時取締役会を開催したほか、経営会議を月1回以上開催し、重要案件について迅速・適切な意思決定をいたしました。

また、IR活動につきましては、適時開示を行い、積極的なIR活動や会社説明会を通じて、株主・投資家に「開かれた、透明感のある企業」として認識していただくよう努めております。さらに、コンプライアンスについては、顧問弁護士等社外専門家の助言を取り入れ、経営に法的規制が働く仕組みを構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の監査役は5名のうち4名が社外監査役であり、独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する監査を行っております。当社の監査役会は、必要に応じて経営陣と意見交換会を開催するなど、取締役会以外においても意見を述べる機会を設け、外部的視点からの経営の監督機能を果たしており、経営の透明性と健全性を確保できているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け、日程を決定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	企業行動憲章に規定しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(5月、11月)開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、会社説明会資料などの情報を掲載しております。 http://www.kadoya.com/	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動憲章に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	工場において環境保全活動に取り組むほか、経団連や国連WFP協会の社会貢献活動に賛同し、協賛や当社製品の提供などを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動憲章に規定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【経営理念】

私たちは、お客様に常に感謝の心を持ち、安心・安全かつ価値あるごま製品を提供することで、健康でより豊かな食生活に貢献します。

【企業行動憲章】

かどや製油株式会社の全役員及び従業員は、「私たちは、お客様に常に感謝の心を持ち、安心・安全かつ価値あるごま製品を提供することで、健康でより豊かな食生活に貢献します。」という経営理念のもとに、「食」という健康にかかわる事業に携わる者として、企業の社会的責任を自覚し、全ての法令等を遵守すると共に、社会的良識をもって次のとおり行動します。

- 1 安全で高品質の商品を提供します。
- 2 公正で、自由、透明な競争を行います。
- 3 企業情報を適宜適切に開示します。
- 4 環境問題に積極的に取り組みます。
- 5 職場の安全対策に努めます。
- 6 個性と能力を活かせる職場の形成に努めます。
- 7 地域社会との交流を大切にします。
- 8 反社会的勢力に対し、利益を供与しません。
- 9 関係各国・地域の発展に貢献します。
- 10 秘密情報を適切に管理します。

なお、全役員及び役職者は、この企業行動憲章の精神を実現することが自らの役割であることをよく認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底します。

万一この企業行動憲章に違反する事案が生じたときは、社長を先頭にして会社を挙げて問題の解決に当たり、原因の究明、再発の防止に努めます。さらに、生じた事案について、社内外に対し、迅速かつ的確な情報公開を行い、その説明責任を果たすと共に、社長を含め関係従業員を厳正に処分します。

【業務の適正を確保するための体制】

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
(1) 経営理念、企業行動憲章、コンプライアンス規程等のコンプライアンス体制に係る規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
(2) コンプライアンス体制の運用と徹底を図るため、管理部門担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。また、コンプライアンス委員会を中心として取締役及び使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行う。
(3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス委員会または顧問弁護士を情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。
(4) 監査役及び、内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室は連携し、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。また、監査役及び監査室は、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンス状況を監査する。
(5) 反社会的勢力に対しては、企業行動憲章に基づき、毅然とした態度で対処し、一切の関係を遮断する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、文書管理規程その他関係規程に従い、適切に保存及び管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制の基礎として経営危機管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。万一不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等社外専門家の助言を得ながら迅速な対応を行い、損害の拡大防止と、損害を最小限に止める体制を整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に常務以上の役員で構成する経営会議で議論し、その審議を経て執行決定を行う。
(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程・職務分掌規程・職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、これらの規程に従って執行する。
(3) 執行役員制度の導入により、取締役会の機能を強化するとともに、業務執行を円滑に行う。
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社と関係会社とは、法令及び社会規範を遵守した適切な取引を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 取締役は、取締役会等において、担当する業務の執行状況を出席した監査役に報告する。
(2) 上記(1)に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、経営陣と定期的に意見交換会を開催する。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
社長の指示の下、監査室及び管理部を主たる部門として、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、必要に応じて改善を進める。
また、取締役会は、財務報告に係る内部統制に関して適切に監督を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及びその特別利害関係者、株主、取引先等は反社会的勢力とのかわりはありません。当社は、社団法人日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章 実効の手引き」(平成19年4月改訂)及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月犯罪対策関係会議幹事会申合せ)を基本理念として尊重し、これらに沿って体制を構築し運用しております。当社における方針・基準等については、「経営理念」「企業行動憲章」「具体的行動に際しての指針」において定めており、主要な社内会議等の機会をとらえて繰り返しその内容の周知徹底を図っております。そして、「反社会的勢力対応規程」を制定し、就業規則においても反社会的勢力に対する勤務心得を付記しております。全社員が、いつ何ときにおいても、反社会的勢力が接触してきた際に適切に対応できるよう、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定して常に関係遮断を図っております。また、適時(概ね年間1回)外部の講師を招き、あるいは研修教材を用いて、当社のすべての役員、従業員を対象にした反社会的勢力との関係遮断に関する研修会を開催しております。これらの施策により、当社のすべての役員、従業員は反社会的勢力との絶縁が極めて重要に思いつく永遠のテーマであることを理解しております。

V その他

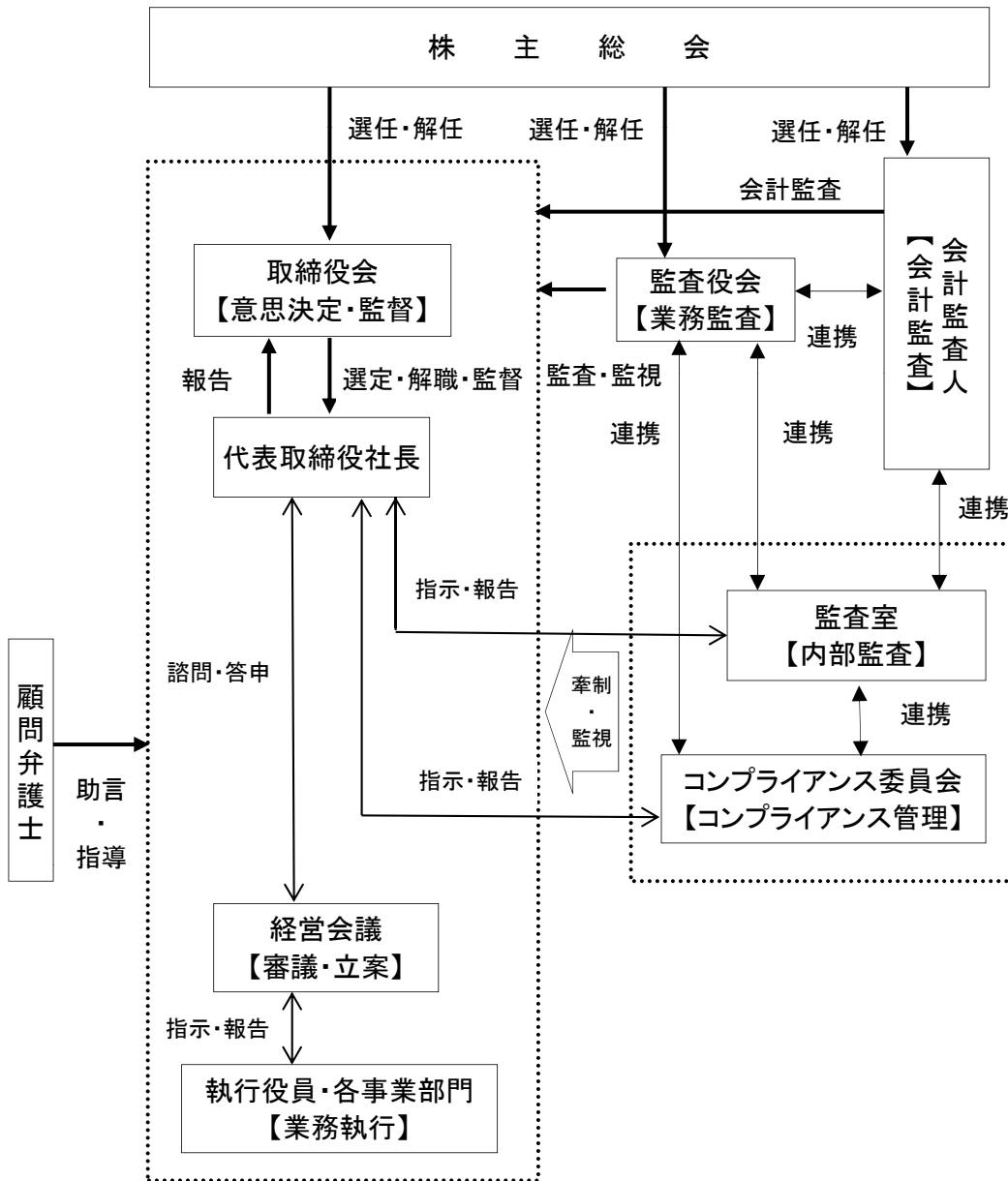
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

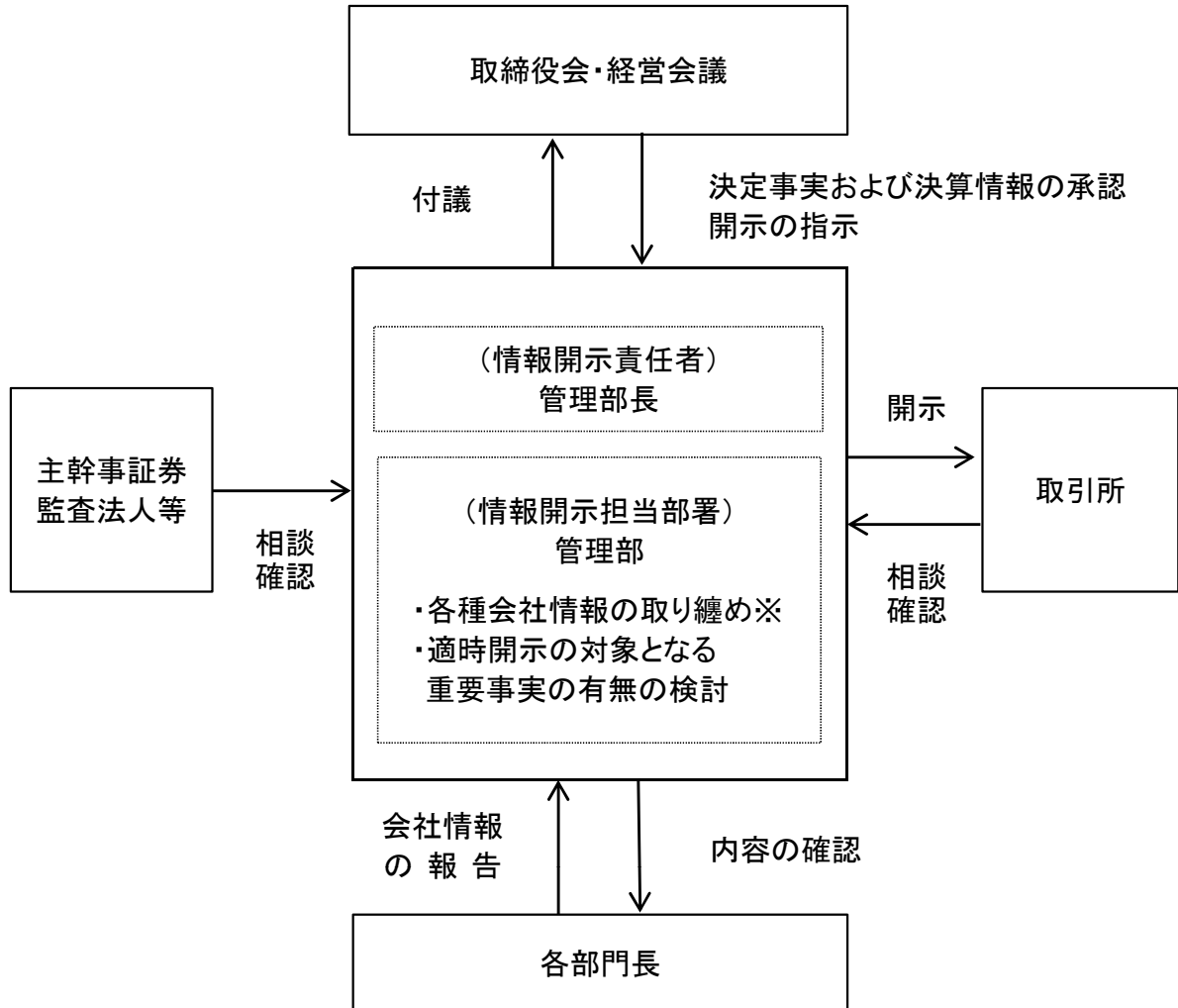
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制 模式図】



【適時開示体制 模式図】



※業績予想の修正については、経営企画部が担当